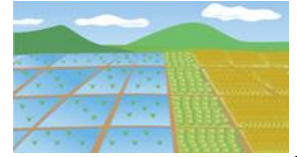


皆さんの地域の「農業経営の再開」「人と農地の問題」 について考えてみませんか

(経営再開マスタープラン／新規就農／農地集積)

東日本大震災の発生により津波被害を受けた地域においては、これまでの農業生産体制や、それを支えてきたコミュニティに多大な損害が生じています。地域農業の復興を図るため、地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことによって「**農業経営の再開**」「**人と農地の問題**」を解決しましょう。
プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。

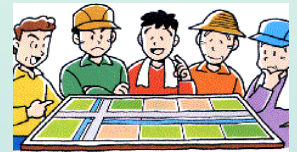


1 経営再開マスタープランは、農業の復興とその発展を図るための「未来の設計図」です。

☆ 復興後の地域農業のあり方を形づくるため、

集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）などを決めていただきます。



〈集落における話し合いにあたって〉

- マスタープランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

2 マスタープランには、様々なメリットがあります。

☆ 経営再開マスタープランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※準備型（研修中）は、マスタープランと関係なく給付します
 - ◎ 農地集積支援金（中心となる経営体に農地を提供する方）
 - ◎ 被災農業者経営能力向上事業（経営再開に必要な研修や経営診断を受けた中心となる経営体又はその経営体の構成員の方）
 - ◎ 被災者向け農の雇用事業（被災農業者で農業法人等での研修を希望する方）
 - ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）
- といった支援を受けることができます。

〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けてマスタープランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※検討会のメンバーの概ね3割は女性
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が**経営再開マスタープラン**として正式決定します。



3 マスタープランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
 - ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
 - ◎ 引退を決意して農地集積支援金をもらおうとするとき
- などは、見直せば、**2**のメリットを受けられます。



新規就農者への支援

「農業経営の再開」「人と農地の問題」の解決に向けて、被災された農業者や農業を始めたい方を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

自ら独立して農業を開始する方

青年就農給付金(経営開始型)

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

**[給付額] 150万円/年
(最長5年間)**

- 農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方(※1,2)
- ① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
 - ② 就農する市町村の「マスタープラン」に位置づけられている方(見込みも可)
 - ③ 就農後の所得(本給付金以外)が250万円未満の方

- ※1: 農家子弟の方でも、
ア 親とは別の経営をする場合
イ 親の経営から部門を独立させる場合
ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合は給付対象となります。
※2: 青年就農給付金(準備型)の受給を要件とはしていません。

農業法人等へ就職する方

農の雇用事業

(農業法人等への支援)
農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。

**最大120万円/年/人
(最長2年間)**

※ 「マスタープラン」に位置づけられていない方も対象となります。

被災者向け農の雇用事業

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者等を雇用する農業法人等が実施する研修経費等の一部を助成します。

**[助成額] 最大9.7万円/月/人
(12ヶ月以内、延長措置により最長2年間)**

※ 被災農業者は「マスタープラン」等に位置づけられていることが必要です。

青年就農給付金(準備型)

農業技術の研修中に給付金を給付します。

[給付額] 150万円/年(最長2年間)

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する方
- ④ 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方

※ 「マスタープラン」に位置づけられている必要はありません。

農地集積への支援

被災市町村において、離農希望者等の農地をひとまとまりに地域の中心となる経営体に対して集積することができるよう支援します。

(1) 出し手に対する支援(被災地域農地集積支援金)

農地を出すこと(利用権設定又は農作業委託)への踏み切りを支援します。

被災地域農地集積支援金

[交付単価]

3万円/10a

[交付対象地域]

流失・冠水等被害農地が所在する50市町村のうち、マスタープランを作成した市町村

[交付対象者]

- ① リタイアする農業者
- ② 農地の相続人
- ③ 土地利用型作物から経営転換をする農業者
- ④ リタイアする農業者又は農地の相続人に農地を貸付けていた農地所有者で、一定の要件を満たす者

[交付対象農地]

交付対象者が所有権に基づいて耕作していた農地及びリタイアする農業者又は農地の相続人に貸付けていた農地のうち、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、10年以上の委任期間で6年以上の貸付け(農作業委託を含む)についての白紙委任した農地(農用地区域内の農地に限る)

- リタイアする農業者等への支援金ですので、交付申請の際に農産物の販売を10年間行わない旨の誓約が必要です。(土地利用型作物から経営転換する農業者については、土地利用型作物の販売を10年間行わない旨の誓約が必要です。)
 - 全ての自作地を委任することが必要です。(ただし、10a未満は保留することができます。)
- 注: 土地利用型作物から経営転換する農業者は除きます。

(2) 受け手に対する支援(規模拡大加算)

安定した土地利用の確保を支援します。

(「マスタープラン」に位置づけられていない方も対象となります。)

規模拡大加算

[交付単価] 2万円/10a

[交付対象者]

農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家

【面的集積要件の見直し】

「マスタープラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件を大幅に緩和します。

よくある質問



経営再開マスタープランの作成対象市町村はどこですか。

「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積」（平成23年3月29日付け農林水産省）において公表された50市町村が対象となります。

すでに中心となる経営体がある地域でも、話し合いが必要ですか。

5年後、10年後も「人と農地の問題」が生じないと考えられる地域では不要です。ただ、新規就農者を位置付けた「マスタープラン」を作ることで、青年就農給付金等のメリットを受けられることもあります。

地域の中に中心となる経営体が見当たらないときはどうしたらいいでしょうか。

新たに集落営農を立ち上げるのも一つの方法です。また、他の地域の農業法人等や新規就農者を「マスタープラン」に位置づけることもできますので、幅広くご検討下さい。

話し合いの結果、集落営農組織をつくることになりましたが、今まで別の経営体に貸していた農地を返してもらってもよいでしょうか。

将来にわたってやっていく意欲と能力のある経営体がある場合に、集落営農組織を作ることでその経営体の発展を妨げることは好ましくありません。

青年就農給付金、農地集積支援金等の詳しい給付要件を教えてください。

このパンフレットに記載している内容について、さらに詳細な情報を農林水産省のホームページに掲載しています。また、下記の相談窓口でもご案内しています。

お問い合わせ先

「人・農地プラン」関係

東北農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課 022-221-6237

「農地集積」関係

東北農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課 022-221-6237

「新規就農・ｽｰﾊﾟｰL資金」関係

東北農政局 経営・事業支援部 経営支援課 022-221-6217

